

東日本大震災における原子力発電所の事故による 居住困難区域・警戒区域設定指示区域内家屋に係る代替家屋の 固定資産税・都市計画税の特例のお知らせ

福島市

東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域指定と指定された区域又は警戒区域設定指示区域と指示されていた区域内の家屋（以下「指定・指示区域内家屋」）に代わる家屋を取得した場合、固定資産税・都市計画税が軽減される特例が設けられています。

この特例措置の適用を受けるには、下記の要件を満たし、裏面の書類による申告が必要です。

特例措置の概要

1 特例対象者

- (1) 指定・指示区域内家屋の所有者（指定・指示区域内家屋が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 指定・指示区域内家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 指定・指示区域内家屋の所有者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人
- (4) 指定・指示区域内家屋の所有者と同居する3親等内の親族

※震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象になりません。

2 指定・指示区域内家屋の要件

居住困難区域に指定された区域については平成23年3月11日において、警戒区域設定指示区域についてはその指示が行なわれた日において、当該居住困難区域、警戒区域設定指示区域内に所在した家屋をいう。

3 特例対象家屋（代替家屋）の要件

指定・指示区域内家屋の代わりとして取得した家屋（原則として指定・指示区域内家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限り、ます）

4 取得期間

居住困難区域の指定又は警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（当該指定・指示区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得された家屋。

5 特例の内容

代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税のうち、指定・指示区域内家屋の床面積相当分について、取得の翌年から4年度分は2分の1に相当する額、その後の2年度分は3分の1に相当する額が減額されます。

提出書類

- 1 固定資産税・都市計画税の特例適用申告書
- 2 指定・指示区域内家屋の所在地を記載した書類並びに当該指定・指示区域内家屋を居住困難区域に指定された区域については平成23年3月11日に、警戒区域設定指示区域についてはその指示が行われた日において所有していた旨を証する書類。
 - ⇒ 「不動産登記事項証明書」(写)等
- 3 指定・指示区域内家屋を確認できる書類
 - ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」(写)
 - ※指定・指示区域内家屋が課税台帳に登録されていない場合は、被災家屋の所有を確認できる書類が必要です。
 - ⇒ 「不動産登記事項証明書」(写)、「建築請負契約書」(写)、「売買契約書」(写)等
- 4 代替家屋の取得が確認できる書類
 - ⇒ 「売買契約書」(写)等
- 5 代替家屋の所有者が、指定・指示区域内家屋の所有者の相続人又は指定・指示区域内家屋の所有者と同居する3親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
 - (1) 相続人、又は1親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」(写)
 - (2) 指定・指示区域内家屋の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類
 - ⇒ 「戸籍謄本」(写)と「住民票」(写)
 - (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類
 - ⇒ 「法人の登記簿謄本」(写)等

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合や指定・指示区域内家屋の所在する市町村へ問い合わせさせていただくことがあります。

【お問い合わせ先】

福島市財務部資産税課 家屋係

TEL 024-525-3716 (直通)